

# 環境・エネルギー教育推進事業 実施要項

## I 趣 旨

「新 学校版環境ISO」は、従来の学校における節電・ごみ分別・リサイクル活動などに継続的に取り組むとともに、これらの取組を地域に広げ、児童・生徒が地域に出向いて、環境美化活動や自然観察などの体験活動を積極的に行い、学校における環境学習で学んだことを、家庭や地域にも波及させていくことを目的とする。

さらに、この取組の成果を生かし、「新 学校版環境ISO」認定校の一層の拡大を図るとともに、エネルギーに関する教育を充実させ、生命や自然を大切にし、地域の環境を守るために行動できる、郷土を愛するモラルの高い児童・生徒を育成する。

## II 対 象

本事業は、徳島県、県内市町村並びに公立の小・中・高等学校及び特別支援学校を対象とする。

## III 事業内容

### 1 「新 学校版環境ISO」認証取得の推進

#### (1) 実施内容

- ① 県教育委員会は、「新 学校版環境ISO」運営委員会（以下、運営委員会という）を設置し、認定についての一連の手続き等を行う。
- ② 「新 学校版環境ISO」の認定を受けようとする学校は、校内に「新 学校版環境ISO推進委員会」等を設置し、組織的、効果的に推進する。
- ③ 県教育委員会は、実践発表会を開催したり、各校の取組をホームページに掲載したりして、「新 学校版環境ISO」の実践的取組の充実と普及に努める。

#### (2) 実施方法

- ① 「新 学校版環境ISO」の認定を受けようとする学校は、計画書（様式第1号）を県教育委員会へ提出する。
- ② 運営委員会は、計画書（様式第1号）を審査し、実施校を決定する。
- ③ 実施校においては、次のことを行う。
  - ア 行動方針については、必須項目（節電・ごみ分別・リサイクル）と、選択項目の（a）～（d）から1つ以上を選択して宣言し、行動方針を校内に掲示する。（必須項目と選択項目については、資料1を参照）
  - イ 行動方針について自己評価し、記録する。
  - ウ 電気使用量などを記録し、見える化して校内に掲示する。
  - エ 環境及びエネルギーに関する教育の充実を図る。
  - オ 内部評価を年2回以上行い、改善点等を話し合う。
  - カ 新規申請年度に、運営委員会による定期・簡易審査（様式第2号）を1回受ける。
  - キ 実施報告書（様式第3号）を県教育委員会へ提出する。

- ④ 定期・簡易審査及び実施報告書をもとに運営委員会は認定審査を行う。
- ⑤ 認定審査で適合と判断された実施校は、認定校として「新 学校版環境ISO」認定証が交付される。
- ⑥ 認定証の有効期間は3年間とする。
- ⑦ 認定校は、期間中、毎年、計画に基づいた取組を行い、内部評価による実態調査（様式第4号）を県教育委員会へ提出する。
- ⑧ 運営委員会は、内部評価による実態調査（様式第4号）を審査する。

### （3）継続認定

- ① 認定期間が終了した学校は、次のことを行い、認定を継続することができる。
  - ア 計画書（様式第1号）を県教育委員会へ提出する。
  - イ 計画書をもとに、継続認定を行う。
  - ウ 認定証の有効期間は3年間とする。
  - エ 認定期間中、毎年、内部評価による実態調査（様式第4号）を実施し、県教育委員会へ提出する。
- ② 運営委員会は、内部評価による実態調査（様式第4号）を審査する。

## 2 エコリーダー養成講座の実施

「新 学校版環境ISO」の認証システムや効果的な取組方法等について研修するエコリーダー養成講座を実施する。

## 3 環境・エネルギー教育実践発表会の開催

「新 学校版環境ISO」認証式とともに、環境・エネルギーに関する取組の発表及び講演会を行う。

## IV その他

- 1 本事業を円滑に推進するため、「新 学校版環境ISO」の実施校等によって構成する徳島県環境・エネルギー教育推進事業連絡協議会を置く。
- 2 徳島県教育委員会ホームページにて、認定校であることを、認定期間中掲載する。
- 3 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附則

- 1 この要項は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 環境・エネルギー教育推進事業実施要項（平成19年7月3日施行。以下「旧要項」という。）は、廃止する。
- 3 この要項の施行の際現に旧要項III 1（2）⑤に規定する「学校版環境ISO」の認定証が交付されており、旧要項III 1（2）⑥の有効期間に残余期間がある学校（以下「旧認定校」という。）については、旧要項III 1（2）⑤⑥⑦の規定は、この要項の施行後も、当該認定証の有効期間の残余期間の間、なおその効力を有する。
- 4 旧要項認定校については、旧要項III 1（2）⑧の自己評価による実態調査を、III 1（2）⑧の内部評価による実態調査とみなして、当該規定を適用する。